

令和5年度 松山市立余土中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月28日 策定

【学校のいじめに対する基本認識】～認め高め合い、笑顔がつながる余土中を目指して～

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、余土中学校では、すべての生徒がいじめは絶対に許さないという姿勢をもち、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが、特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、主幹教諭、生徒指導主事
学年主任、保健主事、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター

＜健全育成委員会のメンバーで構成＞

【家庭地域等】

PTA
青少年健全育
成委員 等

【外部専門家】

松山市教育支
援センター、弁
護士、スクール
カウンセラー

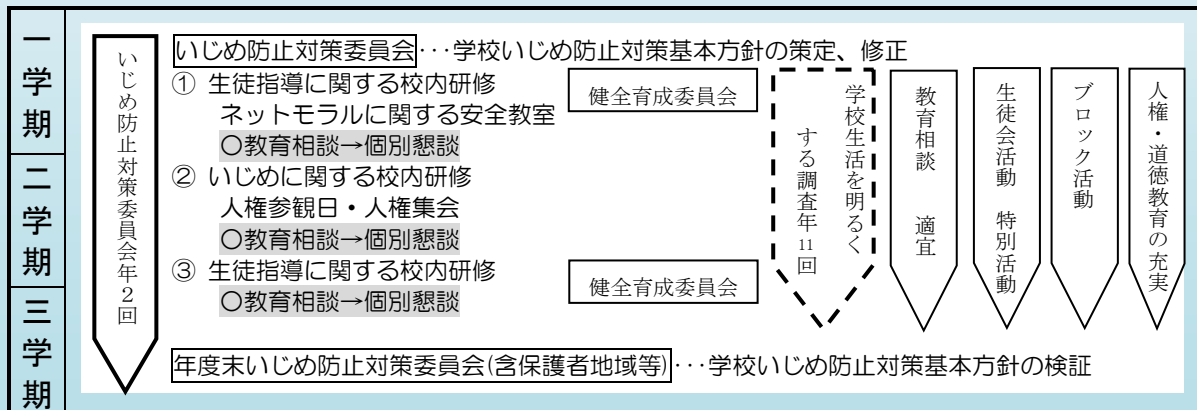
【関係機関】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支
援センター
医療機関
子ども総合相談

【いじめ未然防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② すべての生徒が規律正しく主体的な態度で授業や学校行事等に参加し、成長を実感できる学校づくりを進める。
- ③ 「松山市いじめ対応アクションプラン(改訂版)」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ④ 人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ⑤ 道徳実践力を培う道徳教育の充実、豊かな心を育む読書等の活動を推進する。
- ⑥ 互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営に努め、自己有用感を高める。（人権委員のいいところさがし）
- ⑦ 生徒会活動において、「余土中三原則」をもとに、生徒が主体的に取り組む活動（リーダー研修会・ブロック活動など）を実施する。また、毎月10日の「まつやま・いじめ0の日」には、生徒会が掲げた「いじめをなくす誓い」の唱和や挨拶運動を行う。「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に参加し、他校との交流を図り、生徒自らが自校のいじめ問題に主体的に取り組む姿勢を養う。
- ⑧ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（健全育成委員会・いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑨ いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。
- ⑩ 「いのちの講座」等、外部指導者を招いて、命の大切さや共に生きることの重要性を理解する。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 生徒が抱えている多様な背景や学校生活の状況を把握し、情報共有を図り、指導支援につなげる組織体制を構築する。（学年部会、生徒指導部会、職員会議、朝の打合せの有効活用）
- ② 毎月末に学校生活を明るくする調査を実施するとともに、教育相談、日記指導等、きめ細やかな実態把握に努める。
- ③ 教育相談日を設け、学級担任が計画的に学級の生徒と面談を行い、きめ細やかな実態把握に努める。
- ④ 教育相談日(自由相談)を設け、生徒が相談を希望する教員と相談する機会をつくり、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ⑤ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない子供やいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑥ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口（「松山市子ども総合相談」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は一人で抱え込まず、学年部・生徒指導主事・管理職と相談し、「いじめ防止対策委員会」へ報告する。情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援
いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアには、スクールカウンセラーの活用や様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが認識された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
毎月、調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 継続的な見守りによるいじめの再発防止及び集団への働きかけ
いじめの行為が止んだ後も、学級担任を中心に関係生徒の人間関係を継続的（3ヶ月以上）に見守り、再発防止に努める。「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上でのいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上のなりすましや不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡をするとともに、警察の指導を受け、適切な措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校は、いじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○ わが子が「いじめる側」にならないよう話を聞いて聞かせましょう。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけましょう。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○ 子どもたちは、「地域の宝」です。地域が子どもたちにとって、安らぎの場となるようにしましょう。